

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

全国的に、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においては、地域経済の停滞や急速な人口減少の影響で、生産年齢人口の減少や若年世代の流出が生じ、人口減少対策の強化が求められています。

(1) 国の少子化対策の動向

① エンゼルプラン・新エンゼルプラン

平成元年は、合計特殊出生率が 1.57 となり、戦後で最も合計特殊出生率が低かった昭和 41 年（丙午：ひのえうま）の 1.58 を下回り「1.57 ショック」といわれた年でした。このことを契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを社会問題としてとらえ、仕事と子育ての両立支援などの少子化対策についての検討を開始しました。

平成 6 年 12 月、厚生省（当時）が今後 10 年間に取組むべき基本的方向と重点施策を定めた「エンゼルプラン」を策定し、国として初めて総合的な少子化対策が始まりました。さらに重点施策の具体的実施計画として「新エンゼルプラン」が平成 12 年度からの 5 か年計画で策定されました。

② 次世代育成支援対策推進法、少子化社会対策大綱

平成 15 年 7 月、子育て家庭を社会全体で支援する観点から、「次世代育成支援対策推進法」を 10 年間の時限立法として制定し、地方自治体及び企業において次世代育成支援行動計画の策定を義務付けました。

また、同時期に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成 16 年 6 月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、同年 12 月に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）が策定されました。

③ 子ども・子育て関連3法、子ども・子育て支援新制度

さまざまな少子化対策にも関わらず、平成17年には、戦後、一貫して増加が続いてきた全国の総人口は初めて減少に転じ、合計特殊出生率も過去最低を記録しました。その後も出生数の減少が続き、さらに、核家族化や地域のつながりの希薄化により、家庭が子育てに不安や孤立感を感じたり、また、男性中心型労働慣行は依然改善が進まず、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でない等の課題も浮き彫りとなってきました。

このため、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートしました。

④ 希望出生率1.8、子育て安心プラン

平成28年6月、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げました。

平成29年6月、「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしました。

しかしながら、25歳から44歳の女性の就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成31年4月時点の全国の待機児童数は1万6,772人と前年比3,123人の減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況が続いています。

⑤ 幼児教育・保育の無償化

急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、令和元年5月に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、同年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されました。

これにより、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子どもたちと非課税世帯の0歳から2歳までの子どもたちの利用料が無償となりました。

⑥ 放課後子ども総合プラン、新・放課後子ども総合プラン

仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学生の遊びや生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、すべての就学児童が放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動ができることを目的として、平成26年7月に、「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

さらに、近年の女性就業率の上昇等により、平成30年9月、共働き家庭等の児童数の増加を受け、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

(2) 国の子ども・若者育成支援対策の動向

・ 子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者を取り巻く環境は、時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、インターネットの普及等による有害情報の氾濫や引きこもり、ニート、不登校、いじめ、発達障害などさまざまな困難を有する子ども・若者の問題が深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、次代の担い手であるすべての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる育成支援策を総合的に推進する枠組みと関係機関のネットワークの整備を目的として、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、あわせて「子ども・若者育成支援大綱」が策定されました。

(3) 国の児童虐待対策の動向

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉法

児童相談所への虐待相談対応件数は、一貫して増加を続け、平成30年度には15万件を超えており、児童虐待により多くのかげがえのない命が失われています。

こうした状況を踏まえ、国は児童虐待防止対策のための制度改正や取組みを進めており、平成31年2月、『「児童虐待防止対策の強化にむけた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について』を閣議決定しました。また、児童虐待防止対策の強化を図り、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講ずるため、令和元年6月、児童福祉法等の一部を改正しました。改正法は、一部を除き、令和2年4月1日から施行されます。

(4) 国の子どもの貧困対策の動向

- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱

国の調査による子どもの貧困率は、平成24年に16.3%と増加傾向にある中、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。あわせて、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、貧困の連鎖を断つ取組みが進められました。

また、令和元年9月には、子どもの現在の生活を改善するための施策により力を入れることなどを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されるとともに、「子供の貧困対策に関する大綱」が見直され、より充実かつ実効的な対策に取り組み、関係施策の総合的な推進を図ることが示されました。

2 計画策定の趣旨

平成28年度に策定した第6次敦賀市総合計画後期基本計画では、政策分野ごとに「ぬくもりに満ちたまちづくり」、「豊かさに満ちたまちづくり」、「安心安全なまちづくり」、「活力にあふれるまちづくり」、「心豊かな人と育むまちづくり」を掲げています。

「ぬくもりに満ちたまちづくり」では「子育て支援の充実」として、さまざまな環境等に対応した子育て環境の基盤整備や、仕事と子育ての両立の支援への取り組みなどを進め、また、再興戦略「人口減少対策の推進」では「子育て支援の充実による年少人口の維持」として、市民が安心して子どもを産み育てることができる環境の創出、年少人口の維持などに向けた取組を進めてまいります。

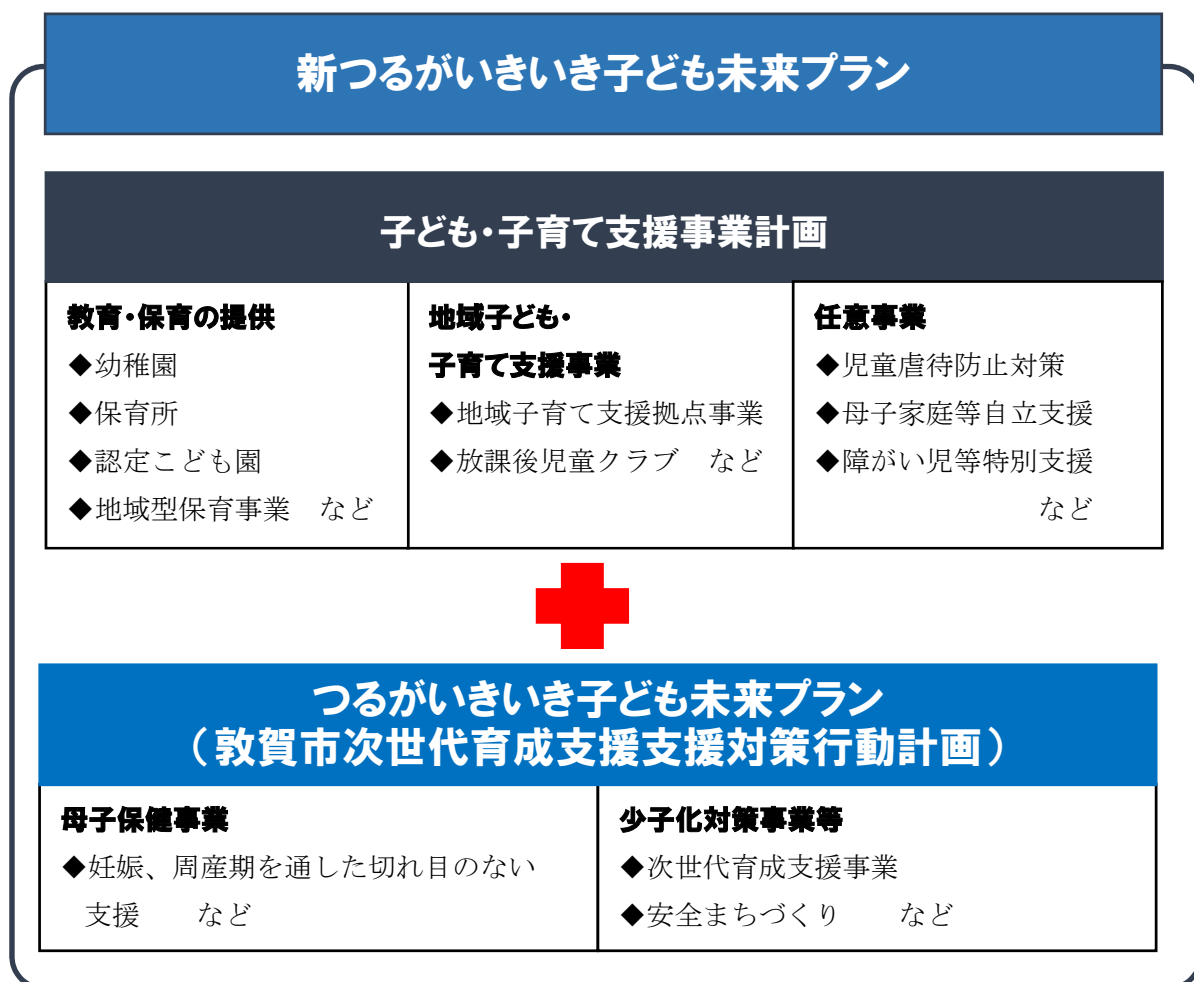
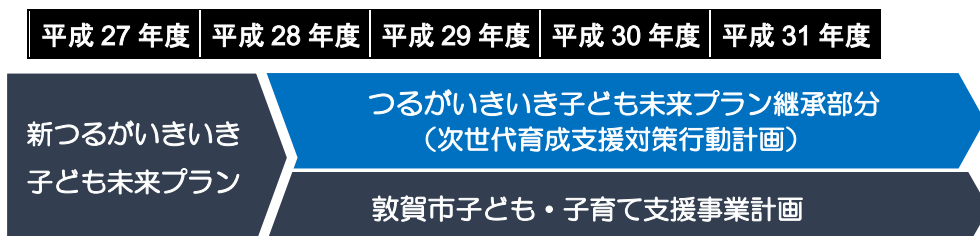
また、本市においては、「市民とともに進める 魅力と活力あふれる 港まち敦賀の再興」を基本方針とした、5つの再興戦略「北陸新幹線開業に向けた受け皿づくり」、「地域経済の活性化」、「人口減少対策の推進」、「広域のかつ一体的な経済圏・生活圏の構築」、「行財政改革」を重視する視点として、将来都市像である「世界をつなぐ港まち みんなで拓く交流拠点都市 敦賀」の実現に向けた取り組みを推進しています。

平成27年3月には『子ども・子育て支援法』に基づく『敦賀市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、総合計画を踏まえ、これまで子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、保育の量的拡充や多様な保育サービスの提供、地域における子ども・子育て支援などに取り組み、次代を担う子どもたちが強く、たくましく生き抜けるよう、生まれる前から進学や就労まで、切れ目ない施策の一層の充実を図ってきました。

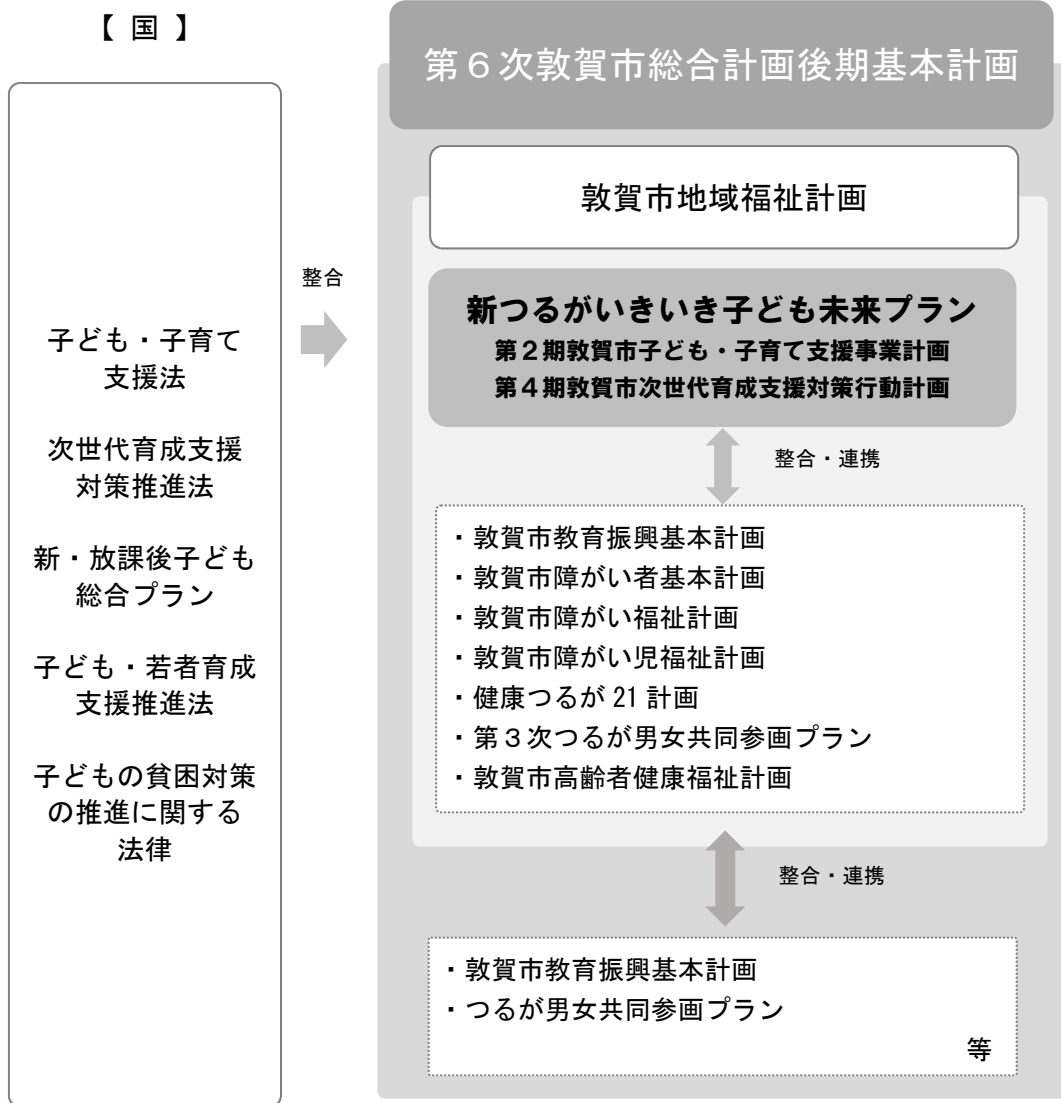
この度、『敦賀市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期 敦賀市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援により、子育て環境日本一の実現に向けて、子育て支援の充実を図っていきます。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。



また、本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく、『つるがいきいき子ども未来プラン（次世代育成支援対策行動計画）』として策定するとともに、第6次敦賀市総合計画後期基本計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。



4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新つるがいきいき子ども未来プラン 第2期 敦賀市子ども・子育て支援事業計画 第4期次世代育成支援対策行動計画				

5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画の策定に伴い、この事業計画に必要となる子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「敦賀市子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

① 調査対象

- ・就学前児童世帯調査：敦賀市在住の小学校就学前の子どもがいる世帯
- ・小学生世帯調査：敦賀市在住の小学生の子どもがいる世帯
- ・中学・高校生調査：敦賀市在住の中学・高校生本人

② 調査期間

平成31年1月16日から平成31年1月25日

③ 調査方法

- ・就学前児童世帯調査：施設による直接配布・回収及び郵送による配布・回収
- ・小学生世帯調査：学校による直接配布・回収
- ・中学・高校生調査：学校による直接配布・回収

④ 回収状況

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童世帯調査	800通	588通	73.5%
小学生世帯調査	800通	717通	89.6%
中学・高校生調査	600通	530通	88.3%

(2) 敦賀市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業者、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「敦賀市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和2年2月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

6 計画の進捗管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「敦賀市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて、実施に向けて検討及び取り組みを進めます。

7 計画の推進

本計画を推進していくためには、庁内関係各課、民生委員・児童委員や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方々の協力と参加が必要です。

そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と幼稚園、保育所、学校等、各種団体、地域住民との連携を図ります。